

# 新型コロナウイルス感染症の 正しい感染予防及び対策方法

## Q & A



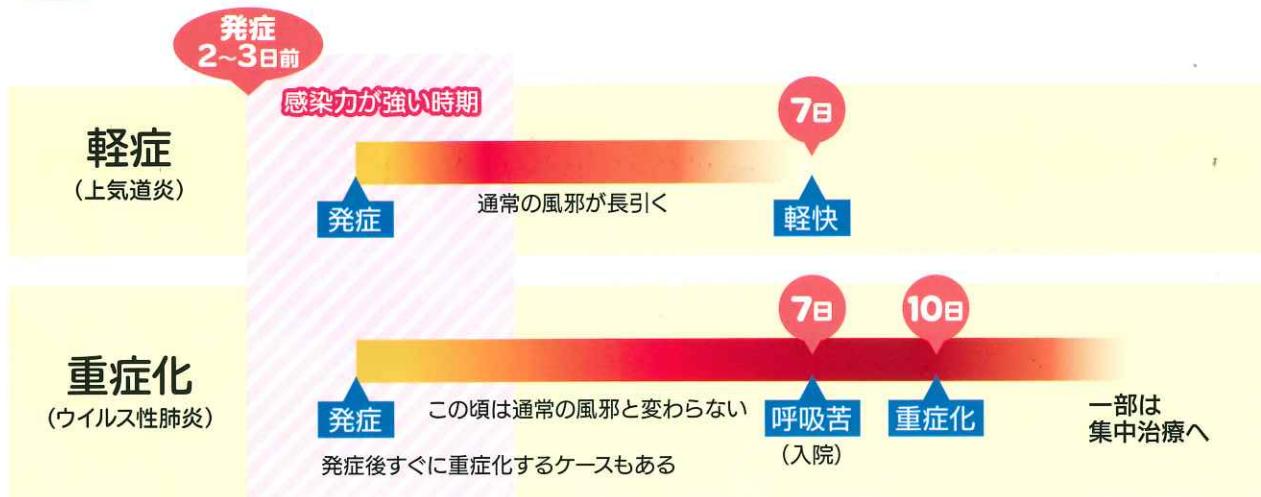
揖斐郡医師会

Q.1

## 新型コロナウイルス感染症の一般的な感染の経過について教えてください。

A.

下記のような経過を辿ります。  
患者の感染力は感染2日前からあり、発症直後にピークに達します。



Q.2

## 手洗い、換気といった一般的な感染対策は、どうしたらよいでしょうか。

A.

### 手洗いについて

手洗いは感染対策の基本です。職員は、流水と石鹼による手洗いをこまめに行いましょう。擦式アルコール手指消毒薬も有効です。

可能であれば、入所者の方にもご協力していただきましょう。

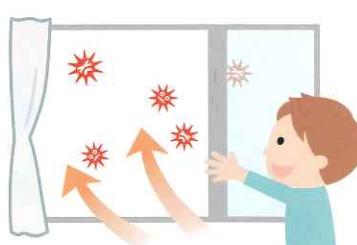
- 手洗いのタイミングは
- ①入居者に触る前
  - ②清潔操作/無菌操作前
  - ③体液に触れた後
  - ④入居者に触れた後
  - ⑤入居者周囲の環境に触れた後
- が妥当でしょう。



### 換気について

施設内すべてが換気の対象とお考えください。窓を開け、可能であれば、定期的に換気しましょう。1時間に1回程度、1回10分程度が望ましいかと思います。開窓による換気は2方向以上で行い、風の流れができるように施設に合わせて工夫する必要があります。

発熱や検査中の入所者がいる場合は、陰圧個室は不要ですが、個室に入室いただき、換気（この場合は1方向のみの換気で、換気時には個室の空気を施設内のオープンエリアに流れない工夫が必要です）をよりこまめに行ってください。



Q.3

## 施設において、どのように新しい生活様式に取り組んだらよいでしょうか。

A.

新しい生活様式を参考に考えていただければ良いでしょう。

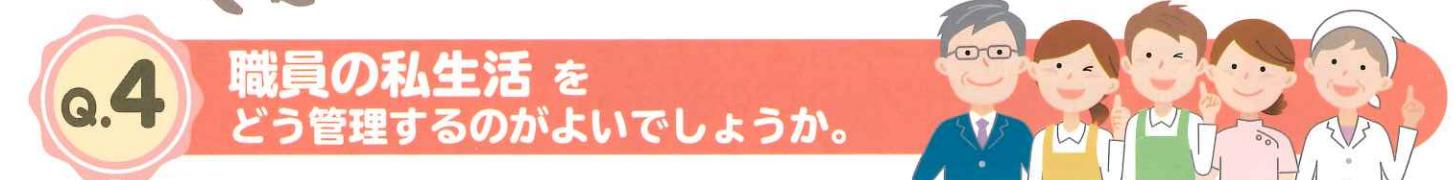
厚生労働省が推進する、新しい生活様式に取り組みましょう。加えて、施設ならではの取り組みが必要です。施設内での密集するイベント、人混みにでるような外出を伴うレクリエーションは控えた方が良いでしょう。

一方、高齢者は短期間にフレイルが進行しやすいため、換気や入居者同士の距離を確保し、身体を維持する運動等を考えましょう。屋外の散歩等は問題ないと考えます。



Q.4

## 職員の私生活をどう管理するのがよいでしょうか。



A.

職員の私生活を管理することは困難かもしれません。しかし、自分を守る、自分の家族を守るといった観点に立っていただく必要はあると思われます。

職員一人一人の意識、知識をどう高めていくかについては大切な課題です。一回の情報量を少なく、繰り返し、回数を重ねることが重要ともいわれます。クイズ形式にしてLINE等SNSで職員に周知するという手法をとられた施設もあります。参考にしてみてください。

Q.5

## 感染の疑いがある方が、施設内にいる場合のゾーニングはどうしたらよいでしょうか。

A.

感染が拡大しないようになるべく、居室で過ごしていただくことが重要です。



- ・症状がある者と症状がない者の居室を可能な限り分離しましょう。
- ・症状がある者と症状がない者のエリアを離しましょう。
- ・個室がない場合は、同じ症状がある方を同じエリアにまとめ、ベッドの間隔を2メートル以上空けましょう。
- ・感染を疑う入所者の部屋に入る前に個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウンまたはエプロン、手袋）を付けましょう。
- ・部屋を出る際は部屋の中で個人防護具を外し、手指消毒しましょう。
- ・体温計や血圧計は専用のものを用いる。症状がある者と症状がない者の担当者を別にしましょう。
- ・共用タオルは使用しないようにしましょう。
- ・加温器等で温めたタオルは菌が増殖しやすいので使用しないようにしましょう。

Q.6

## 感染していても自覚症状がなく、知らないうちに感染していないかが不安です。

A.

感染を完全に否定する検査はありません。

誰でも感染させる可能性があるという前提で、ソーシャルディスタンス（意味合いとしては物理的に距離を空けるフィジカルディスタンス）を維持しながら、対応するという認識が必要です。こちらが感染源にならないという発想が重要です。

Q.7

## 今後、併設施設の 利用者との接触制限をいつまですればよいでしょうか。

A.

当面のあいだ、接触制限が必要と考えます。



面会を検討する場合は、施設立ち入り前に面会者に体温測定してもいい、発熱その他感冒様症状がある場合は面会を断りましょう。緊急事態宣言の解除は、感染のリスクが減ったというわけではありません。

Q.8

## 面会制限の解除や再度の面会制限開始は、何を目安にしたらよいでしょうか。

A.

厚生労働省老健局の発表では、高齢施設においては特別な事情を除き、面会を制限したほうがよいとされています。現状、極力オンラインでの面会とすることが望ましいでしょう。



やむなく面会する場合、面会者に対して

- ①施設入所前の体温測定及び症状がないことの確認を行うこと。
- ②面会者の入館リスト(氏名、入館時間、体温等記載)、アルコールによる手指消毒、手指衛生、マスク着用をしてもらい、最小限の時間で面会を行うことが求められます。



Q.9

## 入浴をどうしたらよいでしょうか。

A.

通常通りの入浴で問題がないとは思います。



但し、濃厚接触が疑われる利用者については注意が必要です。介助が必要な場合は、原則として清拭で対応しましょう。清拭で使用したタオルは温水洗濯機(80℃10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗濯、乾燥を行いましょう。

個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行っても問題がないでしょう。その際、必要な清拭も行いましょう。

Q.10

## 入浴介助時職員のマスク着用 は難しいためどうしたらいいでしょうか。

A.

入浴介助時もマスクは着用することが望ましいでしょう。

利用者に難聴があり、大きな声で話かけないといけない場合は、特に必要となるでしょう。一方、職員の負担への配慮も必要です。一人のスタッフが連続して入浴介助をしないように勤務体制を調整することも考慮してください。

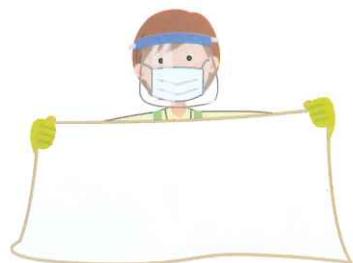


Q.11

## 静養に使用する 布団の管理 はどうしたらよいでしょうか。

A.

利用者ごとに、ベッドを固定し、共用を避けることが望ましく、できれば1日1回交換ができるべストです。使用する患者ごとにベッド等を固定しましょう。タオル等の共用をさけるのと同じ感覚になります。



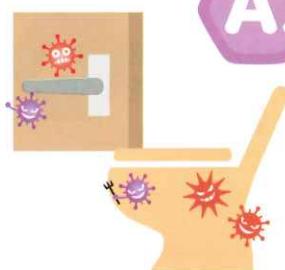
利用者が使ったシーツ等を洗濯する際は、手袋とマスクをつけて取り扱いましょう。また、洗濯後には十分乾燥されることが重要です。

Q.12

## トイレにおける感染対策 はどうしたらよいでしょうか。

A.

新型コロナウイルス感染者の排泄物には比較的長期にわたり、ウイルスが存在するといわれています。仮に施設内に感染者がいる場合、非感染者とトイレは分けましょう。



トイレを清掃する場合、手袋、マスク、フェイスシールド、ガウンの装着が望ましいと思われます。

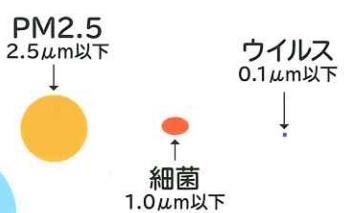


Q.13

## マスクの種類と機能、使い分けの方法 はどうなっていますでしょうか。

A.

家庭用マスク、医療用マスク（網目の大きさ5マイクロm）、N95（NIOSH認定）など、用途ごとに使い分ける必要があります。



ウイルス  
0.1 μm以下  
↓



**家庭用マスク**

ガーゼ・布製のマスク  
網目の大きさは500 μm

**医療用マスク  
(サージカルマスク)**

不織布でできています。  
網目の大きさは5 μm以下。  
立体三層構造であることが多い

**N95マスク**

NIOSH(米国労働安全衛生研究所)認定  
非耐油性  
0.3 μmの粒子を95%以上捕集できる

Q.14

## フェイスシールドの役割を教えてください。

A.

フェイスシールドは、エアロゾル等から、結膜、鼻部、口腔粘膜を同時に保護するものです。



感染対策としてのフェイスシールドは有用です。必要に応じて積極的に使用しましょう。フェイスシールドのみでは、飛沫が拡散します。近くにいる人に飛沫を広げない効果は恐らくないでしょう。マスクとのセットでの使用が原則です。

Q.15

## サージカルマスク の適切な使用方法は？

A.

介護の現場では、サージカルマスクを使用することが多いと思われますが、適切に使用するポイントは以下の通りです。



目に見えて汚れた場合や損傷した場合は、廃棄しましょう。

サージカルマスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れましょう。サージカルマスクを外す際には、マスクの外面を内側にして折りたたみ、接触感染を避けましょう。

Q.16

## 準備した方がよいものは何かありますか。 どの程度の量が必要でしょうか。

A.

マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、アルコールがあるといいでしょう。

フェイスシールドの代わりにゴーグルでもよいですし、手に入らなければ、眼鏡でもよいでしょう。シューズカバーは必要ないでしょう。

数量としては、検査を実施し、陽性であることが判明し、入院できるまでの期間を考えると、入所者一人あたり30セット程度は揃えておくとよいでしょう。



### 参考資料

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療所・病院のプライマリ・ケア 初期診療の手引き  
訪問・通所系サービス従事者のための 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応の手引き  
<https://www.pc-covid19.jp/>

日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策  
[http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=328](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328)

市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 厚生労働省老健局高齢者支援課 厚生労働省老健局振興課 厚生労働省老健局老人保健課  
[https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/pdf/2020/200309\\_10.pdf](https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/pdf/2020/200309_10.pdf)